

# 東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正に対する意見募集の結果について

令和2年1月15日  
原子力規制委員会

東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正について、以下概要のとおり意見募集を実施致しました。その結果につきましては、以下のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

## 1. 概要

- 意見募集の対象：東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正案
- 意見募集の期間：令和元年10月31日から11月29日まで
- 意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

## 2. 意見募集の結果

- 御意見数：3件\*
- 御意見に対する考え方：別紙のとおり

---

\*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり15件。

## 提出意見とこれに対する考え方

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（案）  
についての御意見

番号	提出意見（原文ママ）	考え方
1	別表の2ページの改正後欄の第2条第2項第11号ロの「事業所内」は「事業所」のほうがよいと思います。同28ページの改正後欄の第16条の見出しの変更内容と同様に。	御指摘の表現については、技術基準規則等を参考に、後ろに「その周辺」が続くものについては「～内」を規定すると整理したものですので、原案のとおりとします。
2	別表の4ページの改正後欄の第1号イについて：「イ」に付されている二重傍線は傍線とすべきでは？第2条第1号に該当するものであるから。（表記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときにあたるものの表記部分以外も改正前欄及び改正後欄で異なり単なる規定の移動ではないので第2条第3号に該当するものではないと思います。）	御指摘の二重傍線については、別表改正前欄第3条第1項第1号ニを改正後欄において同号イに移動するため、改正規則本文第2条第3号に基づき付しているものですので、原案のとおりとします。
3	別表の14ページの改正後欄の「第6条から第8条まで 削除」は、「第6条 削除」、「第7条 削除」、「第8条 削除」に変更するのではないという理解でよろしいか。	御理解のとおりです。なお、改正後は「第6条から第8条まで 削除」との規定になります。
4	第13条の2「設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置」について、第1項第1号ロにおいて「消防吏員への通報に関すること。」を規定しているが、消防吏員への通報としている理由が不明である。 火災の通報については、消防法（昭和23年法律第186号）第24条第1項において「火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。」と規定し、市町村長の指定する場所については、火災予防条例等において、消防本部、消防出張所等消防機関を指定（一部町村役場等を指定している例あり）している。 消防法施行令第23条（昭和36年政令第37号）及び消防施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条においても「消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準」を規定しており、消防に関する法令では火災を通報する場所として消防機関を「規定している。また、消防吏員以外の職員が勤務している消防機関もあることから、火災の通報を「消防吏員」とする特別な理由、根拠がないのであれば「消防機関への通報に関すること。」とすべきである。	「消防吏員への通報」と「消防機関への通報」では、実質的には同様の内容を表すものの、例えば実用炉則第135条（福島第一原子力発電所にも適用）において、原子炉等規制法第64条に基づき発電用原子炉設置者がとるべき応急の措置として、「発電用原子炉施設に火災が起こり、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること」と定めており、これらの規定との整合をとるため、原案のように規定しております。
5	表の25ページの改正後欄の第14条第5号の「従業者」と同第6号の「従業員」との違いは何か？	「従業員」は誤記ですので、「従業者」に修正いたします。

<p>6</p>	<p>1F規則に規定される輸入溶接検査の対象について、確認したい。</p> <p>第26条で定める国産品の溶接検査の規定※1と、第29条で定める輸入溶接検査の規定※2を比較すると、国産品の溶接検査は、施設区分、放射能濃度、最高使用圧力、口径（管の場合）で対象が区分されるが、輸入溶接検査については、第26条で除外されていることから、これらの条件による対象の区分がなく、輸入した「溶接したもの」の全てが輸入溶接検査の対象と読める。</p> <p>炉規制法第43条の3の13第1項の規定からも溶接検査と輸入溶接検査の対象は同一であることから、不整合が生じている。</p> <p>以上のことから、輸入溶接検査の対象（第29条第1項）は、「溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したもののうち、第26条に掲げるものの当該溶接について行うもの」とすべきではないか。</p> <p>※1：1F規則第26条（溶接検査を受ける発電用原子炉施設）</p> <p>「第18条の2第1項第1号の検査のうち、発電用原子炉施設の溶接（溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接を除く。）について行うもの（以下「溶接検査」という。）を受ける発電用原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。」（以下、省略）</p> <p>※2：1F規則第29条（輸入溶接検査の申請）</p> <p>「第18条の2第1項第1号の検査のうち、溶接をした発電用原子炉施設であって輸入したものの当該溶接について行うもの（以下「輸入溶接検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。」（以下、省略）</p> <p>以上</p>	<p>輸入溶接検査については、従来から、1F規則第26条において掲げる溶接検査の対象と同等の範囲の発電用原子炉施設を対象として、検査を実施しております。</p> <p>1F規則における輸入溶接検査の対象をより明確にするため、御指摘を踏まえ、1F規則第29条を修正することとします。</p>
----------	---	--

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（案）についての御意見

番号	提 出 意 見 (原文ママ)	考 え 方
1	第2条第2号に該当するものは別表に記載がないのではないかと？	別表第14条第1号及び第2号が該当します。
2	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第1号、第2号の「運搬する物」と、同条の見出しの「運搬物」との違いは、何か？	別表改正後欄第13条の4見出しの「運搬物」は、規則第14条の2第1項第4号に規定する運搬物です。一方で、「運搬する物」は、運搬物並びに運搬機器（車両及びコンテナを除く。）を指しております。 なお、別表改正後欄第13条の4及び第13条の7の規定中で、コンテナ及び運搬機器についてそれぞれの用語の定義を定めず使用していたため、別表改正後欄第13条の4中に必要な定義を追記することとします。
3	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第5号、第6号の「コンテナ」は、同条第1号、第2号の「運搬する物」には当たらないと理解してよろしいか？	御理解のとおりです。
4	別表の3ページの改正後欄の第13条の4第3号、第4号の「車両」について： これ以外の運搬機器についての線量当量率は規定しないのか？	線量当量率については、別表改正後欄第13条の4第5号及び第6号においてコンテナについて、また、同条第1号及び第2号において車両及びコンテナ以外の運搬機器並びに運搬物について、それぞれ定めております。
5	別表の4ページの改正後欄の第13条の7の「規則第十四条の二第二項」は「規則第十四条の二第二項ロ」と記載すべきところでは？	別表改正後欄第13条の7は、「規則第十四条の二第二項」において規定する特別措置に係る申請書に関する規定であるため、原案のとおりとします。 なお、御指摘の「規則第十四条の二第二項ロ」は、正確には「規則第十四条の二第一項第二号ロ」を指すものと思われます。
6	別表の4ページの改正後欄の第13条の7第4号「講ずることが著しく困難である措置」： 規則第14条の2第2項ロに規定されている「容器に封入して運搬すること」以外に想定しているものがあるのか？	別表改正後欄第13条の7第4号は、規則第14条の2第1項第3号及び第4号に掲げる措置の全部又は一部を想定しております。 なお、上記5後段で示した考え方も参照してください。

7	別表の4ページの改正後欄の第13条の7第5号「運搬に使用する容器」：容器に封入しない場合の申請なのだから容器を使用しない場合が原則ではないのか？	別表改正後欄第13条の7は、規則第14条の2第2項に規定する規則第14条の2第1項第3号及び第4号に掲げる措置の一部又は全部を講ずることが著しく困難なときを想定しており、容器を使用しない場合のみを想定しているわけではありません。 なお、上記5後段で示した考え方も参照してください。
8	別表の5ページの改正後欄の第14条第2号の「その他必要な物件」は「その他の必要な物件」としたほうがよいと思います。同第4号の「その他の必要な試料」と同様に。	「～、その他○○」は、前に掲げる事項と「その他○○」を並列的に規定するものであり、一方で、「～、その他の○○」は、「○○」が前に掲げる事項も包含するよう規定するものです。別表改正後欄第14条第2号におけるそれぞれの記載はいずれもこの考え方にに基づき規定しているため、原案のとおりとします。
9	別表の6ページの改正後欄の第14条第3号の「その他関係者」は「その他の関係者」としたほうがよいと思います。同第4号の「その他の必要な試料」と同様に。	上記8で示した考え方を参照してください。